

指名停止措置解除状況

番号	業者名	所在地	指名停止期間及び解除日	指名停止解除理由
1	(株)ダイヤエンジニアリング (旧(株)ダイヤモンドカッティング)	岐阜市下西郷一丁目170番地1	平成29年 2月22日から 平成29年11月21日まで の9カ月を経過し、かつ 改善されたと認められる 日まで 令和元年 7月31をもっ て指名停止措置解除	(株)ダイヤエンジニアリング(旧(株)ダイヤモンドカッティング)の役員等が暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとして、平成29年2月2日郡上警察署長から排除要請があったため、郡上市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱別表「有資格者等である個人又は法人等の役員等が、その理由を問わず、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。」に基づき、指名停止措置を行った。 平成29年11月1日、同社から市に対し、入札参加資格停止措置解除申出書が提出されたため、同年11月10日、郡上警察署に対し、暴力団関係者の該当性について(照会)を発出。令和元年7月17日、郡上警察署から停止措置の理由となった事実について改善が認められる旨の回答がなされたため。

【問い合わせ】

郡上市総務部契約管財課
TEL:0575-67-1839
FAX:0575-67-1711